基礎資料調査受付にあたっての留意事項

○ 学校教育法第 26 条では、幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児となっています。
○ 満３歳児の人数は補助金を交付するうえで必要な基礎数値となりますので、受け入れている場合は、漏れや誤りのないよう報告してください。
○ 入園金や納付金は園則どおり徴収するようにしてください。
○ 幼稚園が主体となって３歳に満たない幼児（未就園児）を受け入れ、満３歳児と混合で保育を行うなど、適正を欠いた運営を行っている園が見受けられます。
○ 満３歳児の受入れにあたっては、「満３歳入園児受入れにあたっての留意事項」（平成１３年３月２３日通知）をご参照の上、適正なご対応をお願いいたします。
○ 今回の受付では、昨年度に引き続き上記留意事項に基づいて確認いたしますので、様式１の２．提出物等に記載しておりますチェックリストに沿って、資料のご準備をお願いします。
○ 補助金交付要綱の定め（配分基準）に違反する場合は、対象から除外するとともに配分上のペナルティを実施する場合がありますので、予めご了承ください。

受付での主な確認事項等

１．入園した満３歳児の人数に漏れや誤りがないか、途中退園した園児が含まれていないか確認します。

満３歳児を受け入れているにもかかわらず、私学課にご報告がなされていなかったケースがありました。報告漏れや誤りがあった場合、補助金の交付額に影響が出る（返還が生じる）可能性があります。

２．満３歳児になる前に受け入れていないかを「入園願書」や「出席簿」等で確認します（入園願書は写しでも構いません）。

過去、幼稚園が入園願書をとっていなかったり、入園願書に入園日が記載されていなかったため、入園日が確認できなかった事例がありました。
また、出席簿を確認した際に、満３歳の誕生日前日より前に受け入れていた園が見受けられました（未就園児クラスとの区分がなされていないなど）。
園児でない幼児（２歳児）と満３歳児を混合で保育を行っていた場合は、補助の対象とすることはできません。

３．満３歳児だけで学級編制している場合、「施設現有状況調べ」で保育室として使用している部屋を確認します。

園舎以外の場所で保育を行っている場合は、補助の対象とすることはできません。
場合によっては、写真の提出をお願いすることがあります。

４．「園則（最新版）」で満３歳児の受入れや必要な手続きが規定されているか確認します。また、「入園案内等の保護者向けプリント」で、入園金や納付金を園則どおり徴収しているか確認します。

満３歳児を受け入れるにあたっては、あらかじめ園則を変更しておいてください。

５.「５月に提出いただいた基礎資料」で、満３歳児が在園するクラスの担当教員を確認します。